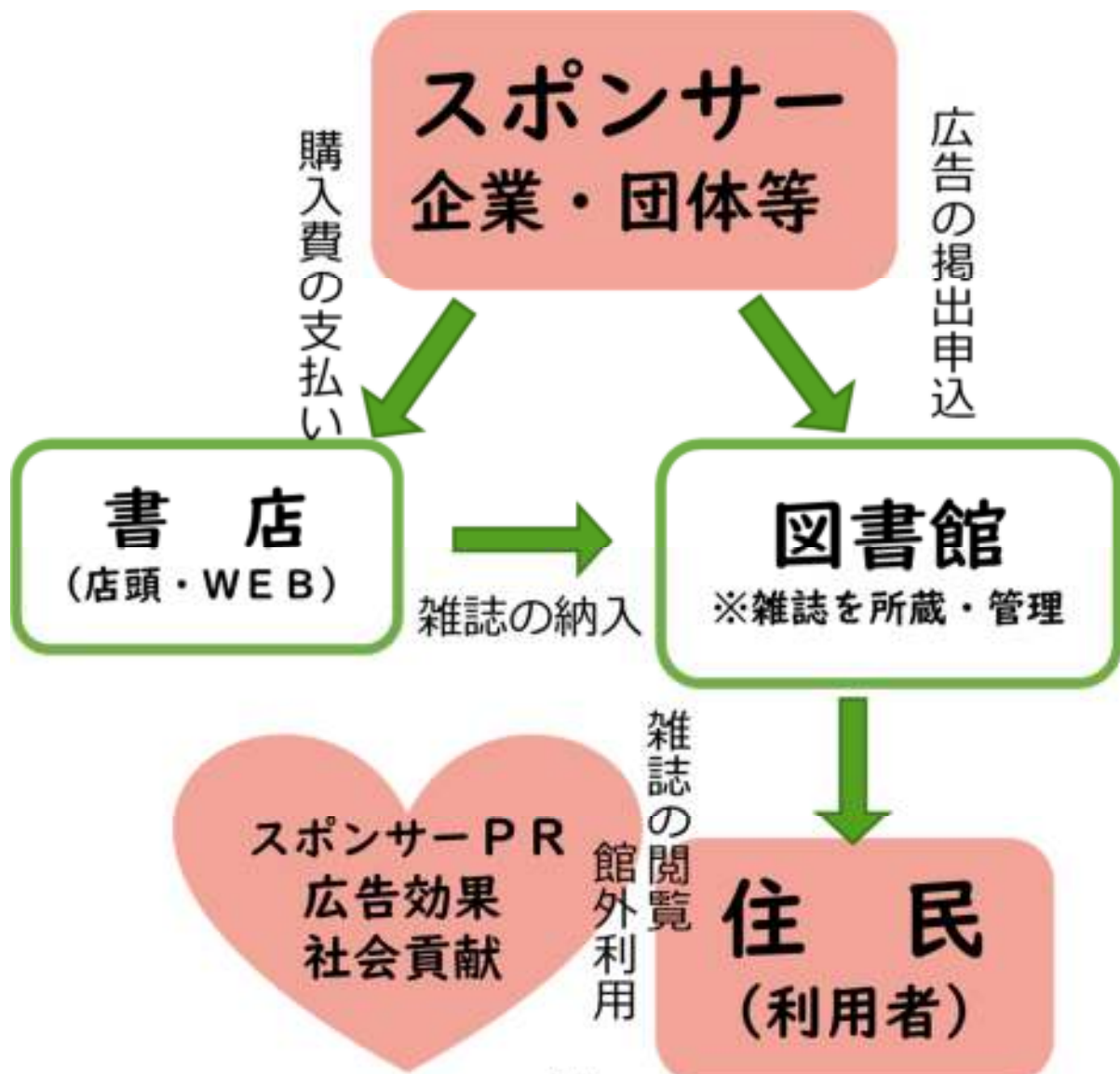


松浦市立図書館雑誌スポンサー制度のご案内

【雑誌スポンサー制度とは？】

松浦市立図書館（福島図書館を除く）のサービスの充実を図るため、図書館が所有する最新巻号用の雑誌カバーを事業者等の広告媒体として活用し、事業者等から雑誌の提供を受ける制度です。

雑誌は図書館に入ってすぐの場所に設置しており、最新号は人気が高く広告効果が期待できます。また、地域住民の暮らしや生涯学習を支える図書館資料への支援は、地域に密着した社会貢献活動として全国各地で導入されています。



【雑誌スポンサー制度の内容は？】

広告を表示するものが雑誌スポンサーとなり、定期的な雑誌購入費を負担することで、図書館に提供する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載することができます。

この他、館内、ホームページ等において、雑誌スポンサー名の掲出を行います。

【雑誌スポンサー及び広告の対象は？】

雑誌スポンサーは、企業（団体）や個人等で松浦市教育委員会が適当と認めるものを対象とします。

【雑誌スポンサー及び広告掲載期間は？】

原則年度単位とし、4月1日から翌年3月31日までの1年です。

ただし、広告掲載の期間満了の2か月前までに図書館及び雑誌スポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は、次年度も同一条件で継続することができ、その後も同様とします。その場合、新たに申込書の提出は不要です。

【応募の方法は？】

1 図書館が指定する雑誌のうちから、掲載を希望する雑誌を選びます。

※同一の雑誌に対する申込みがあった場合は、申込書の提出が早いものを優先

2 松浦市立図書館雑誌スポンサー制度申込書（様式第1号）に次の書類を添付して、図書館に提出します。

（1）広告の原稿

（2）事業者等の概要及び業種の内容が確認できるもの

※「事業内容、商号、所在地、規模」など会社概要が確認できる内容のものであれば、パンフレットやホームページの「会社概要」印刷物でも可

（3）納税証明書

※市内に住所がある場合は、申込書（様式第1号）の松浦市の市税等の納税状況を確認することについて同意することで省略できます。

（4）必要に応じ、資料の提出をお願いする場合があります。

【雑誌スポンサーの選定及び広告内容の決定について】

雑誌スポンサーとしての可否及び広告内容については、松浦市有料広告掲載に関する基本要綱（平成20松浦市告示第51号）に基づいて教育委員会で審査をおこない決定し、通知します。

決定の後、覚書を締結します。

【雑誌の納入と購入費の支払いについて】

雑誌の納入及び購入費の支払いについては、雑誌スポンサーと納入先（店頭・WEB等）との間で直接取り決めていただきます。

【その他の確認事項】

- 1 広告内容を変更しようとするときは、松浦市立図書館雑誌スポンサー制度に係る広告内容変更申込書の提出が必要です。
- 2 雑誌スポンサーは、掲載した広告に関する一切の責任を負うものとします。
- 3 広告の掲載を中止しようとするとき（年度途中）は、松浦市立図書館雑誌スポンサー制度中止届の提出が必要です。
- 4 雑誌スポンサーが図書館に提供した雑誌の所有権及び取り扱いは、松浦市に帰属します。
- 5 提供いただいた雑誌は、保存年限により取り扱います。
※保存年限等により廃棄となった資料は、市立学校・公民館のほか、「本活（資料のリサイクル市）」において、必要な方に無償で提供します。